

新旧対照表（【補足】「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」の試行に関するQ&A）

改正	現行	備考
Q&A1 ～ 3【省略】 【削除】 Q&A4 ～ 12【省略】 Q & A 1 3備考：R010712 作成 Q 発注者は、各現場にて熱中症対策の試行をどのように把握すればよいか。 A 熱中症対策を施した現場写真により確認する。 【削除】 Q&A14 ～ 15【省略】 Q & A 1 6備考：R030308(追加) Q 試行要領4（2）イの「工事現場を代表する1地点」とはどこか。 A 現場事務所付近で工事の支障とならない十分なスペースが確保された地点をいう。ただし、現場事務所が工事現場付近に設置されていない場合は、監督員と協議の上決定するものとする。 Q & A 1 7備考：R030308(追加) Q 試行要領4（2）の「工事現場の標高」とはどの地点の標高か。 A 現場内人力作業（材料検収等を含む。）を行う最も標高が低い地点をいう。なお、標高は契約図面から求めるものとし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上決定するものとする。	Q&A1 ～ 3【省略】 Q & A 4備考：R010712 作成 Q 間接工事費に「その他土木工事（1）」を使用している鋼橋製作架設工事及び電気通信設備工事については、対象工事となるのか。（農地） A 対象工事となる。しかし、発電設備やTC・TM設備のような建屋で行う施工については、主たる工種が屋外工事である場合において対象工事となる。 Q&A5 ～ 13【省略】 Q & A 1 4備考：R010712 作成 Q 発注者は、各現場にて熱中症対策の試行をどのように把握すればよいか。 A 熱中症対策を施した現場写真により確認する。 （ミストの噴霧、作業場用大型扇風機、熱中症飴の配布など） Q&A15 ～ 16【省略】 【新設】 【新設】	R2.8より施設機械工事が対象となったことより記載不要のため削除 確認項目の削除（Q&A18にて明示） 地点の解説を追加 地点の解説を追加

新旧対照表（【補足】「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」の試行に関するQ＆A）

改正	現行	備考
Q & A 18備考：R030308(追加) Q「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」と、「現場環境改善費における『避暑（熱中症防止）』」の使い分けはどのように考えればいいか。 Aそれぞれ、対象としている項目が異なる。 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」では現場管理費に係る内容について対象としており、主に作業員個人に対する対策費である。 具体例：塩飴、経口補水液等効果的な飲用水、空調服、熱中症対策キット 等 「現場環境改善費『避暑（熱中症防止）』」では共通仮設費に係る内容について対象としており、現場の施設や設備に対する熱中症対策費である。 具体例：日よけテント、遮光ネット、大型扇風機、ミストファン 等 【新設】 現場環境改善費との使い分けの考え方について追加		